

安芸土木事務所管内
豪雨に強い地域づくり推進会議

地域の取組方針

令和5年4月

安芸土木事務所管内 豪雨に強い地域づくり推進会議

1 はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川において越水や堤防の決壊が発生し、多数の家屋浸水や孤立救助者が発生した。これを踏まえ、国は、施設では守り切れない大洪水が必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」を策定し、国管理河川において、関係機関が一体となってハード・ソフトの両面から減災対策に取り組むこととなった。高知県においても一級河川の国管理区間を対象とした「物部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「仁淀川大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「四万十川大規模氾濫に関する減災対策協議会」が設立されている。

その後、平成 28 年 8 月に相次いで発生した台風による豪雨では、北海道や東北地方において、道県等が管理する中小河川においても甚大な被害が発生した。

高知県ではこうした近年の災害や今後の気候変動に対応するため、関係者が連携して減災のための目標を共有し、豪雨災害が発生することを前提として備えることにより、豪雨に強い地域づくりを推進することを目的とする「豪雨に強い地域づくり推進会議（以下「推進会議」という。）」を、県下 6 つの土木事務所管内単位で設置し、取り組みを強化することとした。

この「地域の取組方針」は、県が管理する一級・二級河川流域を対象として、推進会議の構成員が連携して減災のための取り組みを推進するために、現状や課題を整理し、減災のための目標を共有したうえで、実施する減災対策をとりまとめていくものである。

2 推進会議の規約と構成員

本推進会議の規約及び構成員とそれぞれの構成員が属する機関（以下「構成機関」という）を別紙 1 に示す。

3 減災のための目標

豪雨に強い地域づくりを進めるにあたっての減災のための目標は以下のとおりとした。

豪雨が発生したときでも、人命の確保を最大限図る

4 地域の概要

1) 管内の地域の特徴

(安芸土木事務所)

安芸土木事務所の管轄区域は安芸市、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村の1市3町3村、その面積は約806平方キロメートルで県土の約11パーセントを占め、人口は約30,000人である。

管内における管理河川は二級河川11水系54河川(延長約337km)、砂防指定溪流は109箇所(延長約191km)、急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所は73箇所(面積約166ha)、土砂災害警戒区域840箇所、土砂災害特別警戒区域768箇所である。

(室戸事務所)

室戸事務所の管轄区域は室戸市、東洋町の1市1町、その面積は約322平方キロメートルで県土の約5パーセントを占め、人口は約14,000人である。

管内における管理河川は二級河川22水系29河川(延長約133km)、砂防指定溪流は121箇所(延長約170km)、急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所は46箇所(面積約95ha)、土砂災害警戒区域588箇所、土砂災害特別警戒区域554箇所である。

管内で所管する河川等の概要を別紙2に示す。

2) 過去の主な豪雨災害記録

○ 昭和9年9月21日 室戸台風

室戸岬付近に上陸し、室戸で最低気圧911ヘクトパスカルを記録した台風で、全国で死者2,702名、不明者334名という被害をもたらした日本の災害史に残る台風災害である。魚梁瀬で日雨量406ミリを記録し、県内では122名が犠牲者となったが、うち119名が安芸郡の被害であった。

○ 昭和47年6月から7月 台風第6、7、9号

台風による断続的な大雨によって、安芸川では床上浸水196棟の被害が発生し、安芸市が災害救助法の適用を受けた。

○ 昭和50年8月 台風第5号

昭和50年8月に発生した台風第5号による豪雨で、高知県全域で死者・行方不明者77名、全半壊家屋2,160棟、床上・床下浸水家屋32,298棟の被害が発生した。県東部の被害は比較的少なかったが、奈半利川で8棟が床上浸水した。

- 平成元年 8 月 集中豪雨
前線による集中豪雨により、和食川で床上浸水家屋 37 棟の被害が発生した。

- 平成 16 年 10 月 台風第 23 号
台風第 23 号は 10 月 20 日に土佐清水市付近に上陸し土佐湾を抜け、室戸市付近に再上陸した。室戸市では高波によって 3 名が犠牲となった。また、安芸川支川の江の川で床上浸水家屋 18 棟の被害が発生した。

- 平成 26 年 8 月 台風第 11 号、台風第 12 号
平成 26 年 8 月に相次いで発生した台風第 12 号、台風第 11 号は、前線の停滞と重なり、8 月 1 日から 10 日までの期間雨量が鳥形山で 2,000 ミリを超える等、県内各地点で観測史上最大の降雨を記録した。管内でも奈半利川や河内川、小池川流域で床上浸水家屋 15 棟の被害が発生した。

- 平成 30 年 7 月 前線及び台風第 7 号による大雨（平成 30 年 7 月豪雨）
前線の停滞や台風第 7 号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった。管内では、安芸川及び伊尾木川において氾濫危険水位を超過し、7 月 6 日未明には安芸市栃ノ木東地地区で安芸川の堤防を越流したことにより、集落の一時孤立や床上浸水 10 棟などの被害が発生した。この豪雨で、安芸市が災害救助法の適用を受けた。

5 各構成機関の役割

各構成機関の平常時及び非常時（豪雨時）の減災のための役割は以下のとおりである。

1) 平常時の対応

構成機関	役割
県	<p>(ソフト対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と調整し、住民の避難のために注意の必要な河川（水防上重要な河川）についてその現状を整理する。 ・市町村と調整し、住民の避難行動に有効な箇所への水位観測局、河川監視カメラ等の観測施設の整備を行う。 ・重大な被害が予想される河川について水位周知河川等への指定を行う。 ・管内の管理する河川（人家等防御対象の無い河川は除く）で洪水浸水想定区域を指定する。 ・関係機関と必要に応じて連携し、地域住民等に対して災害に関する学習会や避難訓練等を実施する。 ・市町村が実施する住民の避難に資する活動に対し、技術的な支援を行う。 ・市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設について、施設管理者等が行う避難確保計画の作成と避難訓練の実施について支援する。 <p>(ハード対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各機関が実施する内水、外水対策が効率的に行われるよう必要な調整を図る。 ・地域住民の生命を守るため、必要な河川改修や河川の維持管理を実施する。 ・所管する水門、排水機場、堰等の河川関連施設について適切な維持管理を行う。また許可工作物への適切な指導等を行う。
市町村	<p>(ソフト対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道整備区域において、雨水出水浸水想定区域を指定する。 ・浸水想定区域を踏まえた、住民の円滑かつ迅速な避難のために必要な事項を記載したハザードマップを作成し、周知する。 ・洪水時に円滑かつ迅速な避難が必要と認める河川（洪水予報河川、水位周知河川を除く）について、過去の浸水状況等、水害の危険性について、住民への避難情報として提供する。 <p>市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域に位置する要配慮者利用施設（防災上の配慮を要する者が

構成機関	役割
	<p>利用する施設) について、市町村地域防災計画に位置づけ、施設管理者等が行う避難確保計画の作成を支援するとともに、避難訓練の実施について周知・啓発する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と必要に応じて連携し、地域住民等に対して災害に関する学習会や避難訓練等を実施する。 <p>(ハード対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各機関が実施する内水、外水対策が効率的に行われるよう必要な調整を図る。 ・所管する水門、排水機場、堰等の河川へ設置した工作物について適切な維持管理を行う。
整備局	<p>(ソフト対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が実施する住民の避難に資する活動に対し、技術的な支援を行う。 ・関係機関と必要に応じて連携し、地域住民等に対して災害に関する学習会や避難訓練等を実施する。
気象台	<p>(ソフト対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と必要に応じて連携し、地域住民等に対して災害に関する学習会や避難訓練等を実施する。 ・気象予測精度の向上を図る。

2) 非常時（豪雨時）の対応

構成機関	役割
県	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難に必要な管理河川の水位情報、堤防等の異常、氾濫に関する情報を市町村に伝達し、必要に応じて助言を行う。 ・市町村長による避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、土砂災害警戒情報を気象台と共同で発表し、必要に応じて助言を行う。 ・水門や排水機場等について、操作規則等に基づいた操作を行う。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等を発令し、住民に適切な避難行動を促す。 ・水門や排水機場等について、操作規則等に基づいた操作を行う。
整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・激甚な災害が発生し緊急を要する場合、侵入した水の排除活動や高度の機械力又は高度の専門的知識を要する水防活動等、市町村の水防活動の支援を行う。
気象台	<ul style="list-style-type: none"> ・各機関に防災気象情報を提供し、必要に応じて助言を行う。

気象台	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長による避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、土砂災害警戒情報を高知県と共同で発表し、必要に応じて助言を行う。 ・防災気象情報を各防災機関に直ちに伝達すると同時に、テレビやラジオ、インターネットを通じて広く住民に周知して、各防災機関の活動や住民の安全確保の行動の判断を支援する。
-----	---

6 各市町村の地域防災計画の作成状況

各市町村の地域防災計画の作成状況を以下に示す。令和3年7月の水防法改正への対応等、今後、各市町村の地域防災計画における課題等について整理検討していく。

市町村	策定（修正）年月	特記事項
室戸市	令和4年3月	令和5年3月頃に修正予定
安芸市	令和4年6月	
東洋町	令和2年2月	
奈半利町	令和2年8月	令和5年4月頃に修正予定
田野町	令和4年3月	
安田町	令和4年3月	
北川村	令和3年3月	令和5年3月頃までに修正予定
馬路村	令和3年3月	令和6年3月頃に修正予定
芸西村	令和2年10月	令和6年3月頃に修正予定

7 現況の課題

豪雨に強い地域づくりを推進するにあたっての現況の課題を以下のとおり整理した。

(ソフト対策)

	課題
1	<p>(河川の管理レベルの向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水位観測やカメラによる監視を行っていない河川が多く、河川水位等による避難の判断が行えない地域が多くある（气象台の防災気象情報等で判断する必要がある）。 ・ 雨量観測所が不足している流域があり、今後、増設を検討する必要がある。
2	<p>(水害リスク情報の提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水浸水想定区域として指定された河川が少なく、浸水リスク情報の提供が行えていない河川が多い等、住民へのリスク情報の周知が不十分な地域が多くある。 ・ 河川に多量の樹木が流れ込んだ場合を想定した被害リスクを検討する必要がある。
3	<p>(要配慮者利用施設への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難確保計画の作成や避難訓練が行えていない要配慮者利用施設が多くある。 ・ 市町村の地域防災計画に位置づけの必要な要配慮者利用施設について、対象となる施設の所管が多機関にわたる等、施設情報を市町村のみで把握することが難しく、情報を集約する必要がある。
4	<p>(地域の防災力の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近年、地球温暖化の影響により、豪雨災害が激甚化・頻発化し、全国各地で甚大な被害が発生しているものの、避難指示等の重要な情報が発令されても住民が避難を行わない事象が発生している。 ・ 防災に関する専門的な知見を有する水防団員の減少が進み、地域の氾濫特性を踏まえた避難行動の支援や水防活動等に支障が生じるおそれがある。 ・ 地域の高齢化や過疎化の進行により、適切な避難行動を取れない世帯が増加するおそれがある。

(ハード対策)

	課題
1	<p>(治水対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川改修に予算と時間を必要とすることから、多くの河川では治水安全度がまだ低い状況にある。
2	<p>(維持管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川や治水関連施設の維持管理を行うための費用は、施設の増加や老朽化のため増大傾向にある。

8 課題への対応・取り組みについて

管内の83河川のうち、効率的、効果的な豪雨に強い地域づくりを進めていくため、水防上重要な河川から優先的に取り組みを進めて行く。これまでの取り組みと、今後概ね5年間の対応・取り組みについて以下のとおり整理した。

(ソフト対策)

課題番号	課題	これまでの取り組み	今後の対応・取り組み	取組機関
1	河川の管理レベルの向上	<ul style="list-style-type: none"> 地域の水防上重要な河川の抽出と、河川の現況についての整理を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の状況を検証し、必要に応じて水防上重要な河川を追加する。 河川の現状について、河川形状や氾濫による影響等、地域の状況について整理を追加する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県 市町村
		<ul style="list-style-type: none"> 危機管理型水位計を39基導入した。 簡易型河川監視カメラを8基導入した。 	<ul style="list-style-type: none"> 水位情報の必要な箇所への水位観測局の設置等の検討を行い、河川の水防上の管理レベルの向上を図る。 高水観測に特化した、低コストな危機管理型水位計の導入等により水位観測局整備を推進する。 必要に応じて住民避難の基準となる水位を検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 県
			<ul style="list-style-type: none"> 河川の水防上の重要度や現状に応じた防災対応を検討し、必要に応じて地域防災計画や防災マニュアルの見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村
		<ul style="list-style-type: none"> 洪水警報、注意報の基準値については、平成29年以降、定期的(年1回以上)に基準値の妥当性の確認及び見直しに係る作業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水警報、注意報の基準値について、定期的に見直し等を図り、適切な基準値の維持管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 気象台

課題 番号	課題	これまでの取り組み	今後の対応・取り組み	取組 機関
1	河川の管理レベルの向上	している。		気象台
		<p>－</p> <p>※管外の河川では鏡川、国分川、松田川、宇治川において5市町とホットラインの実施要綱を策定した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ホットラインの実施が有効であると考えられる河川について、順次検討を行う。 	<p>県</p> <p>市町村</p>
2	水害リスク情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・安芸川について、水位周知河川への指定を行った。 ・以下の河川で想定される最大降雨による洪水浸水想定区域を指定し、洪水浸水想定区域図等を公表した。 安芸川、伊尾木川 奈半利川 安田川（支川の中ノ川川、西ノ川川、小川川、東川を含む） 和食川（支川の長谷川、谷内川を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・安芸川以外の河川についても水位周知河川への指定を検討していく。 ・県が管理する河川（人家等防御対象の無い河川は除く）において、洪水浸水想定区域を指定、公表していく。 ・下水道整備区域において、雨水出水浸水想定区域を指定、公表していく。 	<p>県</p> <p>市町村</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・浸水実績等の記録について調査を実施した。 ※安田町ではハザードマップで安田川の浸水実績及び氾濫想定を周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水害リスク情報の公表が有効な箇所の選定及び水害リスク図の作成を行う。 	<p>市町村</p> <p>県</p>

課題 番号	課題	これまでの取り組み	今後の対応・取り組み	取組 機関
2	水害リスク情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁では、中小河川の洪水危険度を伝える「洪水警報の危険度分布」(洪水キキクル)を提供してきた。 ・国土交通省では、国管理河川について、きめ細かな越水・溢水リスクを伝える「国管理河川の洪水の危険度分布」(水害リスクライン)を提供してきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の洪水の危険度を一元的に確認できるよう、これまで別々に提供してきた「洪水警報の危険度分布」(洪水キキクル)と「国管理河川の洪水の危険度分布」(水害リスクライン)を気象庁ホームページ上で令和5年2月16日から一体的に表示を実施した。 	国 (気象台、整備局)
		<ul style="list-style-type: none"> ・奈半利川水系、伊尾木川水系治水協定を締結した。 		ダム管理者
		—	<ul style="list-style-type: none"> ・流木による通水阻害のおそれがある施設の抽出を行う。 	県
3	要配慮者利用施設への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者利用施設の情報について所管部署と、直近の施設情報を収集した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者利用施設の情報がある有効活用できるよう、県と市町村で共有方法の調整及び施設情報の整理を行う。 	県 市町村
		<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者に向けて水防法改正等についての説明会を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画等の作成についてホームページで情報提供を行う等、作成・訓練の支援を行う。 	県
		<ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画のひな型の例示を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者利用施設を地域防災計画へ位置づける。 ・要配慮者利用施設の管理者等が行う避難確保計画の作成を支援するとともに、避難訓練の実施について周知・啓発する。 	市町村

課題番号	課題	これまでの取り組み	今後の対応・取り組み	取組機関
4	地域の防災力の向上	・必要に応じ災害に関する学習会、防災教育、防災訓練を実施している。	・学習会、防災教育、訓練を継続し、内容の充実を図る。 ・防災訓練等の実施状況を、河川ごとに整理し検証する。	県 市町村 整備局 気象台

(ハード対策)

課題番号	課題	これまでの取り組み	今後の取り組み	取組機関
1	治水対策	・以下の河川で、治水対策を実施している。 安芸川、伊尾木川、奈半利川、安田川、生見川 小池川、室津川、岩谷川 羽根川、佐喜浜川	・治水対策を継続していく。	県
2	維持管理	・河川や治水施設の機能を適切に発揮するため、適切な維持管理を実施している。	・限られた予算で効率的な維持管理が行われるよう、計画的な維持管理を実施していく。	県 市町村

9 フォローアップについて

各構成機関の取り組み等については、必要に応じて水防計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映させることにより、計画的、継続的に取り組むこととする。

推進会議については毎年開催し、取り組みの進捗状況や、近年の防災に関する施策、技術等を共有し、管内の防災対策の改善を図る。